

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
10月10日
(火曜日)

目 次

○選管告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務の取扱い……………二

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………三

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………四

○衆議院議員選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時（四件）……………四

○衆議院議員選挙選挙分会長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………五



山口県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十九年十月二十一日
萩市	大島	
	相島	
見島第一	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口県第一区	山口市朝倉町一番三〇号	田中 一郎	周南市大神三丁目一三番二〇一三号	本多 昭洋
山口県第二区	下関市長府黒門南町二番二三号	千葉潤一郎	周南市大神三丁目一三番二〇一三号	本多 昭洋
山口県第三区	宇部市大字上字部一五一の七七	松橋美恵子	周南市大神三丁目一三番二〇一三号	本多 昭洋
山口県第四区	周南市梅園町二丁目一	稲葉 和也	周南市大神三丁目一三番二〇一三号	本多 昭洋

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選 挙 分 会 長	住 所	氏 名	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所	氏 名
山口市朝倉町一番三〇号	田中 一郎	田中 一郎	宇部市大字上字部一五一の七七	松橋美恵子	松橋美恵子

三 最高裁判所裁判官国民審査

審 査 分 会 長	住 所	氏 名	審 査 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所	氏 名
下関市長府黒門南町二番二三号	千葉潤一郎	千葉潤一郎	周南市梅園町二丁目一	稲葉 和也	稲葉 和也

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙会の場所	選挙会の日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	平成二十九年十月二十五日午前十時
山口県第二区	山口市滝町一番一号	
山口県第三区	山口県庁	
山口県第四区	山口県庁	

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選挙分会の場所	選挙分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十九年十月二十五日午前十一時

三 最高裁判所裁判官国民審査

審査分会の場所	審査分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十九年十月二十五日午前十一時

山口県選挙管理委員会告示第六十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 48 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候 補 者
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 48 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

一 候補者が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙

第 48 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

開始期日 平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十九年十月十日午後六時三十分

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

選挙区名	場 所	日 時
山口県第一区	山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十九年十月十日午後五時三十分
山口県第二区		
山口県第三区		
山口県第四区		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

場 所	日 時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十九年十月十三日午後一時

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十九年十月十日午後七時三十分

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

選挙区名	制 限 額
山口県第一区	二四、五三九、二〇〇円
山口県第二区	二三、五二七、六〇〇円
山口県第三区	二三、一一三、八〇〇円
山口県第四区	二二、九五二、五〇〇円

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 田中一郎

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十九年十月二十日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長 千葉潤一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十九年十月二十日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 松橋美恵子

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十九年十月二十日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長 稲葉和也

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十九年十月二十日午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 田中一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 平成二十九年十月二十日午前十時

平成二十九年十月十日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市